

見守り 新鮮情報

第97号

上なら70%返金される。」と言われ、3万円は高いが7割戻ってくればいいかと思い、**金融機関からおろしてその場で支払った。**後日、役所に問い合わせると、**そのような制度はない**と言われた。領収書にあった住所と電話番号に連絡したが連絡がつかない。(80歳代 男性)

車で巡回している**廃品回収業者**に「座椅子を捨てたい」と声をかけた。「粗大ごみの費用3万円、配送費用1万円で**合計4万円**だが、1万円**値引きして3万円**にする。さらに、領収書を役所に持っていけば**80歳以**



80歳以上は7割返金!? 廃品回収業者のウソだった…

■平成22年7月 ■関東地方



ひとこと 助言

だまされないで



見守るくん

- 「不用品を回収します」とアナウンスを流しながら車で巡回する廃品回収業者に高額な料金を請求された、というトラブルが依然として増加しています。
- 粗大ごみや不用品の処分は、お住まいの市区町村のルールに従って行いましょう。処分方法について分からない場合は、市区町村に直接確認しましょう。
- この事例では、「自治体に補てんする制度がある」と業者からウソの説明を受けていました。公的な制度については、業者の説明をうのみにせず、必ず自治体に確認しましょう。
- 一般廃棄物の収集・運搬は市区町村に許可を受けた事業者しか行えません。安易に廃品回収業者に処分を依頼することは、トラブルや不法投棄のもとになります。
- 心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。